

平成２２年当時の調査結果（概要）

平成２２年に法務省が行った調査（注）によれば、

- (1) 夫婦同氏と夫婦別氏の選択を認めている国として、アメリカ合衆国（ニューヨーク州の例）、イギリス、ドイツ、ロシア、
- (2) 夫婦別氏を原則とする国として、カナダ（ケベック州の例）、韓国、中華人民共和国、フランス、
- (3) 結婚の際に夫の氏は変わらず、妻が結合氏となる国として、イタリアがあります。

（注）調査を行った国は、次のとおりです。

アメリカ合衆国（イリノイ州、カリフォルニア州、ニューヨーク州、ハワイ州、ルイジアナ州）、アルゼンチン、イギリス、イスラエル、イタリア、インド、オーストラリア、オランダ、カナダ（ケベック州、ブリティッシュコロンビア州）、韓国、サウジアラビア、スイス、スウェーデン、スペイン、タイ、中華人民共和国、ドイツ、トルコ、フランス